

街路樹診断士資格制度について

一般社団法人街路樹診断協会は、的確な街路樹診断により街路樹の倒木危険度を判断して適正な処置を示し、落枝・倒木の恐れのない安全で安心な街路づくりに寄与することを目的に活動を行っています。「街路樹診断士資格制度」はそのための主要な事業の一つで、2010年(平成22年)に発足し、今期は7回目の資格認定が行われます。

そこで、有賀一郎街路樹診断士認定委員会委員長、山下得男副会長・事業委員会委員長のリレー執筆で「街路樹診断士資格制度」の背景、理念、目的を改めて確認し、今後を展望します。

身近な生活の場にある街路樹の安全性に多くの人の関心が寄せられています。高い街路樹診断技術と職業倫理を持つ街路樹診断士が街路樹診断の実績を積み重ねることは、国の施策として喫緊の課題となっている老朽化する社会資本の維持・管理・更新の視点からも有益です。今後、社会資本として街路樹をはじめとする都市樹木についての維持・管理・更新が考えられるときには、一般社団法人街路樹診断協会と街路樹診断士の果たす役割は大きいと考えられます。

1. 街路樹診断士資格制度について

街路樹診断士認定委員会委員長 有賀一郎

先ず、一般社団法人街路樹診断協会の主要な事業である「街路樹診断士資格制度」の理念や目的を再確認し、会員の皆さまに広く周知・浸透するよう、取りまとめさせていただきました。「街路樹診断士資格制度」制定の背景、根底にある理念、目的は次のとおりです。

①街路樹診断とは

街路樹診断とは、生物であると同時に道路の付属物でもある街路樹が、病害や傷害などにより、倒木など問題を起こすことを事前に調査・予測し、対応策を施すための診断で、街路樹のリスクマネジメントともいわれる。

過酷な生育条件の都市樹木、とりわけ街路樹は、植栽地が狭く、舗装に覆われているなど厳しい生育環境で、樹体は傷みやすく、倒木や落枝などを発生させ、人身事故につながることもある。

活力を著しく低下させた街路樹は、材質腐朽病などにより倒木や落枝などの事故を起し、樹形崩壊した街路樹は、地域の人に親しまれ美観やうるおいをもたらす環境緑化に貢献するという都市樹木の本来の機能が保てなくなる。こういった問題のある樹木を早期に発見し、適切な処置を施し、安全・安心で快適な道路環境を維持し、健全な都市樹木を育成するために行う街路樹の健康診断を街路樹診断という。

②街路樹診断の広がり

街路樹診断は、国土交通省や東京都をはじめとして、すでに計画的、体系的に実施している国や自治体(街路樹管理部門)もあるが、最近ではさらに多くの自治体が街路樹の倒木危険度を把握することの重要性・必要性を認識し、徐々に街路樹診断事業を始めている。

1996年(平成8年)7月、街路樹診断協会の前身となるレジストグラフ研究会が発足。その後、東京都の街路樹診断事業化に合わせ、受託の受け皿として街路樹診断協会が発足し、診断技術者の育成が急務となった。診断にあたっては樹木の育成管理や診断・治療に精通した樹木医が適任とされたが、当時、診断機器類は普及しておらず、樹木医も全国に400名程度で少なく、倒木危険度診断に携わる樹木医はさらにわずかであった。また、診断結果には責任を伴うが、万が一の診断ミスに備え、責任を負える体制が必要とされた。個人樹木医が受託して、見落としや誤診による倒木事故が発生した際に、その責任が担保できるかが問題となり、樹木医が在籍する法人格を持つ11企業で、街路樹診断協会が1998年(平成10年)8月に設立された。設立企業は、造園業、コンサルタント業、資材メーカーなどの混成であったが、業態枠を超えた活発な活動を開始し、あらたな街路樹診断事業に意欲的に取り組んだ。

そして、リスクマネジメントの先進技術を持つドイツやアメリカからマテック博士、スマイリー博士らを呼び、講演会や国際シンポジウムを開催するなど街路樹診断の普及・啓発を活発に行ったことで、全国に街路樹

診断技術が広がっていった。

③街路樹診断技術の質の低下

一方、樹木医制度では、樹木医補制度ができたり、樹木医合格者数を増やしたりすることで、樹木医受験の競争率が減少し、未経験の若い樹木医や未熟な樹木医がたくさん輩出され、関係者の間で樹木医の品質やランキングが問題にされるようになってきた。

街路樹診断においても、初期には、協会会員11社、発注者も専門家、少人数で誰がなにをやっているのか人の顔が見える信頼の置ける技術的環境であった。

しかし、最近では技術者の増加による顔の見えない環境に変わってきている。また、樹木医及び樹木医を擁する会社の数が著しく増えてきた。その結果、街路樹診断業務の受注競争が激化し、低価格化が起き、本来の技術を開発し普及啓発し研鑽してきた街路樹診断の専門樹木医が、街路樹診断業務に参画できなくなり、診断技術の低下も指摘されるようになってきた。

④街路樹診断士の必要性

その上、東京都の街路樹診断マニュアルは、街路樹診断協会の協力の元、誰でもがわかるように何回か改訂されてきており、東京都のホームページに掲載されていることで、誰でも容易に入手でき、すでに一人歩きを始めている。街路樹診断はマニュアルに従えば、樹木医であれば、誰にでもできると誤認され、街路樹診断マニュアルは、コピーされ、そのまま、または改変されて各所で使用されるようになってきた。

しかし、大量に同時に診断しなければならない街路樹診断業務に対応したチェックリスト状のカルテは、一見簡単そうに見えるが、奥が深く、その判断は経験がなければできない。しかし一部には、樹木医資格を持っていれば、新人でもできると思われるし、指導者のいない新規参入会社の未経験な新人樹木医や訓練していない下請け樹木医が業務を行うようになってきている。

このような状況の中、診断結果の品質が低下し、診断ミスによる事故の発生や、診断報告書の不備などが指摘されるようになってきている。リスクマネジメントとしての街路樹診断は、過酷な道路環境で行われ、人の命を預かる責任のある判断の求められる業務であり、技術と経験だけでなく、誠意や信頼、そして倫理が必要である。

その結果、一般社団法人街路樹診断協会では、街路樹診断を本業とする協会員の品質・品位を保ち、診断内容を保証する必要性が出てきた。同時に、街路樹診断協会員はその品質、品位を保つ義務が生じた。

当初は、街路樹診断は樹木医資格者が行うと規定してスタートしたわけであるが、このような社会的な変化の中で、樹木医業務のうち、特化した街路樹診断業務を行う「街路樹診断士」の資格認定とその「倫理規定」が必要になったわけである。

2009年(平成21年)、街路樹診断協会は一般社団法人化し、2010年(平成22年)3月、最初の事業年度で街路樹診断士1期生が誕生し、現在まで毎年街路樹診断士は増え続けている。街路樹診断士認定講習では、技術論だけではなく、倫理規定を必須としている。

2. 街路樹診断士の今後の展開・展望

副会長・事業委員会委員長 山下得男

「街路樹診断士資格制度」は、2010年(平成22年)から開始され今年で7年が経過しました。資格制度設立の目的は、街路樹診断業務の品質確保と当協会の認知度向上もありました。

では次に、自然公物である街路樹を含めて社会資本の維持管理・更新のあり方が、現在、社会的にどのように問われているかを俯瞰して、今後の「街路樹診断士資格制度」の展開・展望を考えてみたいと思います。

①今後の社会資本の維持管理・更新の考え方

国土交通省ホームページを見ると、国土交通大臣の諮問により立ち上げられた審議会から、国が抱える課題に対して、その課題をどのように捉え、検討がどのような方向性を持っているかが判る。多くの審議会の中で「社会資本整備審議会」の各部会が取り上げている議題は、この国の社会資本の有り様を見据えられる貴重な情報である。審議会の中で、当協会が担う社会資本の維持管理・更新に関しては、「社会資本メンテナンス小委員会」で議論がなされている。

わが国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。その課題を議論から実践へ移行させねばならないトリガー(きっかけ)となる事象があった。

それは、2012年(平成24年)12月2日に起きた中央自動車道笹子トンネルでの天井落下事故。天板を固定しているボルトの劣化により重量物であるコンクリート板が落下し、通行中の車両が押し潰されるという痛ましい事故であった。社会資本の老朽化を懸念していた技術者にとっては、懸念が現実となる衝撃的な事故だった。

この事故を踏まえて国土交通省は、2013年(平成25年)1月30日に「インフラの健全性に関するカルテの整備・維持管理・更新に関わる情報の収集・蓄積」について緊急提言を行い、国土交通大臣からの諮問を受けて、同年12月25日に「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方 本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実～キックオフ「メンテナンス政策元年」～」が答申された。この答申では、人工公物から自然公物まで幅広い分野に及んでいる社会資本について、今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性について整理され、今後の施策の具体化に向けた検討項目として「点検・診断に関する資格制度の確立」、「維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援体制」、「維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化」、「メンテナンス技術の国際化」が掲げられた。緊急提言から答申に至るスピード感をみるに、如何に国が、社会資本の老朽化問題が、今後の国の有りように重大な影響を与えると捉えているかが伺える。

答申では、あらゆる社会資本について検討すると謳っているが、国民生活や企業の経済活動からみて、社会資本には優先順位がある。2013年(平成25年)度現在では、国土交通省が所轄する10分野(道路、河川、砂防、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識)が調査審議の対象となっている。公園分野においては、樹木などは対象外で公園施設(遊具)のみが対象となっている。それでも今回の取り組みは、その他の社会資本に拡がると共に、国の直轄事業から地方公共団体が管轄する社会資本へ拡充されていくと思われる。

2016年(平成28)年4月18日に国土技術政策総合研究所社会資本マネジメントセンター緑化生態研究室が、「街路樹再生の手引き」を公表した。この手引きが述べている街路樹の現状(大径木化や樹勢衰退等により、舗装を持ち上げたり、倒伏の危険性)は、答申が述べている社会資本ストックの老朽化の現れである。この手引きの発表は時節にあったものであり、今後取り込まれるであろう社会資本としての都市樹木の維持管理・更新の道標となると思う。

②維持管理業務の資格制度

先の答申では、施設の点検・診断に関する資格制度の確立を図る中で、民間資格の活用を謳っている。これを受けて、2015年(平成27年)1月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質に関する技術者資格登録規程」が設けられ、民間資格の公募が行われた。対象となる施設は、道路・砂防・海岸・港湾・空港・都市公園(遊具)であり、第一弾として平成26年度においては、10団体50の民間資格が登録された。今後は年1回程度の頻度で新たな資格が登録され、その対象となる施設分野も拡大されとのことだ。

この背景には、特に地方公共団体におけるメンテナンスサイクル(施設の点検・診断、設計及び修繕)に係る技術者不足がある。行政における技術者不足は、街路樹を含めた都市樹木の分野でも同様に見受けられる。このような状況において、当協会における継続した街路樹に関する研修や街路樹診断士資格制度の運用は、予防保全の観点からしても、国が目指す点検や診断、設計等の品質確保と技術者の育成・活用推進に合致するものである。

③一般社団法人街路樹診断協会に求められること

当協会は、研修会等により診断技術の高度化と平準化、街路樹診断士資格制度の的確な運用に努めてきた。また、米国農務省森林局による樹木リスクマネジメントプログラムの翻訳・会員への配布や台湾の大安森林公園基金会との技術提携等を通して、技術の国際化にも努めている。しかし、先の答申の中で述べられた社会資本の維持管理・更新のあり方で、当協会ができていないことがある。それは「情報の共有化、見える化」である。

協会員が診断業務の現場から集めた正確な情報を把握・蓄積し、その正しい情報を迅速に国民に公表し「見える化」することが求められる。

街路樹を含めた都市樹木は、国民が最も身近に接する社会資本であり、街路の景観形成によって都市に風格を与え、インバウンド観光の資源ともなる。また、緑陰は国民に憩いや安らぎを提供し、合わせてヒートアイランド現象の緩和にも寄与する。都市樹木はこのように他の社会資本にない多様な社会的機能を有している。

以上により、街路樹診断士資格制度は、今まで以上に社会ニーズに合致する民間資格であり、その活躍は国民が期待するものである。このような社会的要求に応えるべく、協会員の広い視野と協会活動はソーシャルビジネスの窓口であるとの認識にたち、より積極的な協会活動への参加が求められている。

街路樹診断導入20周年記念講演会 「世界に誇れる街路樹の形成を目指して～これからの街路樹と街路樹診断のあり方～」 を開催しました

今年は、日本で初めて樹木の倒木危険度診断が表参道ケヤキ並木(東京)と服部緑地公園(大阪)で実施されてから20年の節目の年です。

また昨年(2015年)3月、「道路緑化技術基準」が27年ぶりに改正(国土交通省都市局長・道路局長通達)され、樹木等の管理にあたっては、道路巡回を行い落枝や倒木につながる事象を確認すること、樹木の健全度を確認し安全確保の観点から必要に応じて専門家による調査を行うことなどが盛り込まれ、さらに樹木更新についての考え方も示されました。これまで街路樹診断で行ってきた診断項目がほぼ、道路巡回で確認すべき項目となり、その方法と対応が示され、まさに街路樹診断が道路管理において必須のこととなりました。街路樹診断技術の研鑽に努め診断の精度を高めることは、社会の要請に応えることであり、一般社団法人街路樹診断協会の役割も益々高まっています。

そこで去る5月20日(金)13～17時、街路樹診断の生い立ちを振り返り、「道路緑化技術基準」改正を踏まえて今後の街路樹診断・管理のあり方を考える「世界に誇れる街路樹の形成を目指して～これからの街路樹と街路樹診断のあり方～」を国営昭和記念公園花みどり文化センター講義室aで開催し、80名の参加がありました。

台湾からも交通部公路総局の蔡組長はじめ数名が参加され、蔡組長は、台湾には樹木医制度がなく日本の制度はうらやましい。街路樹診断を行える樹木医が台湾で交流・診断業務などを展開する計画はないかと質問があり、笠松副会長から、現在連絡事務所を置いている台湾をはじめとして海外交流にも力を入れていきたい旨お伝えしました。

最後に、神庭会長が、再来年(2018年(平成30年))は、街路樹診断協会設立20周年であり、先ごろアメリカのISA(International Society of Arboriculture)が樹木診断基準を発表したこともあり、できればスマイリー博士に再来日・講演をしていただきたい。そして今後ISAとの関係を強くしていきたいと結びました。

熱心な講演で時間が足りないほど充実した内容でした。

※街路樹診断協会

1998年(平成10年)設立。2009年(平成21年)に一般社団法人化するまで、街路樹診断技術の研鑽と普及に努めた。

主なプログラム

講演「東京都の街路樹診断導入・制度化の経緯とその後の技術変遷について」

一般社団法人東京都造園緑化業協会 参事 山本三郎氏

講演「道路緑化技術基準の改正に伴う今後の街路樹管理と診断の方向性」

国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室

主任研究官 飯塚康雄氏

講演「街路樹の先進事例とこれからの街路樹のあり方について」

日本緑化工学会 副会長 木田幸男氏

パネルディスカッション

パネリスト:山本三郎氏、飯塚康雄氏、木田幸男氏、神庭正則(当協会会長)

コーディネーター:笠松滋久(当協会副会長)

■東京都の街路診断の経緯と今後

山本三郎氏は長く東京都の街路樹管理に携わり、1995年(平成7年)、表参道ケヤキ並木が倒木したことにより、1996年(平成8年)東京都で日本初の街路樹診断を行い、その後「街路樹診断マニュアル」の作成および街路樹診断の制度化・事業化に大きく関わり、けん引してこられました。今では当たり前となった“街路樹診断”という用語も試案を重ねて決定した状況、診断や評価項目の選定、修正・追加、レジストグラフなど樹木診断機器の試行および導入、判定基準の設定など、常に信頼のおける高い品質の街路樹診断を目指して制度を整え、

新たな知見・技術を取り入れてきた街路樹管理者としてのお話をご披露いただきました。

また、山本氏は、実際に街路樹診断業務を受注して診断を行う会社が、情報交換や技術的な問題を解決するためにまとまり、診断のレベルを保ち、さらに研鑽・向上していくことが不可欠と考え、街路樹診断協会の設立を要請し、1998年(平成10年)に同協会が設立されました。その母体となったのは、1996年(平成8年)に発足したレジストグラフ研究会です。同研究会は、東京農工大学の渡辺直明先生から、ドイツではレジストグラフによる都市樹木の倒木危険度判定が行われているという情報がいち早く伝えられて、樹木医を要する数社によって立ち上げられました。

現在、街路樹診断で不健全と判定された樹木は撤去しているため、台風などによる被害本数は確かに減っていて、街路樹診断の成果は上がっています。街路の安全のために街路樹診断は街路樹管理に不可欠な業務の一つとなっており、今後は、診断に携わる人の習熟、受注する会社においては人材確保と診断技術教育、金額・数量の適切な受注、公正で正直な診断、専門家との連携による品質向上が求められるとのことでした。

診断後に適切な処置を行うためには適切な施工監理を実施することが重要であることから、今後は施工監理を外注するシステムが街路樹管理者側にあってもいいのではないかと意見も述べられました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに安全な街路樹を達成することが当面の課題です。

※表参道ケヤキ並木の倒木

1995年(平成7年)9月17日早朝、台風17号の強風(最大瞬間風速31.5m/s)でケヤキが1本倒木。都心のブランド街の並木が倒木し、社会的に、また街路樹管理者に衝撃的を与えた。これがきっかけとなって街路樹の安全性が非常に強く問われ、街路樹診断事業が始まった。

■道路緑化技術基準の改正と今後

飯塚康雄氏は、街路樹、景観重要樹木、巨樹・老樹など様々な樹木の維持管理に関する調査研究、γ線樹木診断機器を開発し倒木危険度診断も数多く実施されています。「道路緑化技術基準」の改正にも関わられことから、主要な改正点と今後の街路樹の管理と診断についてお話をいただきました。

最近では街路樹伐採が行われるとなると、地域住民から反対意見が出ることがたびたびあります。これは、その街路樹が長い年月をかけて立派な並木となり、地域のシンボルとして住民から親しまれていることの表れといえます。「道路緑化技術基準」の改正では、道路緑化機能として地域への愛着醸成機能が加えられて、その地域に住む人々の思いを尊重することが記載されました。道路空間は、まちのイメージを左右する空間としても位置付けられ、都市の質を高める要素として街路樹の役割が確認されました。

また、管理では道路巡回を行い危険の未然防止に努めることが必要とされ、異状またはその兆候が確認された場合は必要に応じて専門家による樹木の健全度調査を行い、必要な対策を適切に行わなければならないとされました。これにより今後ますます、正確な街路樹診断技術が求められることとなり、一般社団法人街路樹診断協会には、社会の要請の応えられるよう一層の研鑽が求められます。

また、高齢化・巨大化した樹木が多くなり落枝、倒伏等の恐れのある場合、健全な樹形や良好な景観が維持できない場合は、除伐や更新を行うことが管理施策に加えられました。

今後は、これまでに行ってきた街路樹診断のデータを分析して、診断・対応策・効果検証を行い、被害状況に対する有効な診断項目や対応策を提示して診断の高度化を図る、樹種・形状・樹齢あるいは緑化機能に応じた診断方法を見出して効率化を図るなどが求められるのではないかとのことでした。

※国土技術政策総合研究所資料のダウンロードサイト

「街路樹再生の手引き」<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0885.htm>

「街路樹の倒伏対策の手引き」<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0669.htm>

■街路樹とグリーンインフラ

木田幸男氏は土壌と緑化技術の専門家で日本緑化工学会副会長であり、樹木診断においても当初から診断機器の導入に取り組まれてきています。

最近の都市の問題としてヒートアイランド現象やゲリラ豪雨による洪水があります。計画排水量以上の降雨があることで、道路が川のようになることが度々発生しています。これらの問題を解決する手法として、緑

の機能を発揮させるグリーンインフラが世界的に注目されているということで、グリーンインフラの考え方に基づいて整備されたシンガポール、ニューヨーク、シカゴ、ポートランド、横浜みなとみらいの街路樹等の事例を紹介していただきました。

樹木には緑陰や蒸散作用によって都市の気温を下げる効果があります。グリーンインフラは街路樹の植栽帯(植栽帯)に雨水貯留・浸透の機能を持たせて道路や建物の浸水を防ぐというものです。緑を増やして都市を冷やし、かつ雨水を浸透させて洪水を防ぐグリーンインフラは今後の都市づくりに有効な手法です。

しかし、首長による明確な方向性の提示、法的整備、道路幅員などのスペースの確保、安全・衛生面での対応、緑化技術、対応樹種、メンテナンスなどの課題があります。木田氏は、街路樹の良好な植栽基盤としての機能を持つような、日本の都市に合ったグリーンインフラ工法を普及させていきたいとのことでした。

※グリーンインフラ、グリーンインフラストラクチャー (Green Infrastructure)

自然の有する防災や水質浄化等の機能を、従来の土木的なインフラ(グレーインフラ)の代替や補足的手段として有効に活用し施設整備や土地利用を行い、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。グレーインフラより低コストで整備・維持管理が可能で、地域の魅力向上や活性化、防災・減災効果などを得ることが可能となると考えられている。

■ 世界に誇れる街路樹の形成を目指して

パネルディスカッションは、パネリストとして講演者の山本・飯塚・木田の三氏に神庭会長が加わり、笠松副会長がコーディネーターとなり、「世界に誇れる街路樹の形成を目指して～これからの街路樹と街路樹診断のあり方～」について意見を交わしました。

各氏から、街路樹診断は倒木危険度を把握することが重要で、使用する樹木診断機器の的確な選定・使用が肝要。樹木診断機器の種類も増え一長一短があるが、立地条件や樹木形状、診断部位などの条件に合った機器を選ぶこととの指摘がありました。

飯塚氏からは、街路樹診断の判断を統一させるため、これまでに蓄積されている診断データを活用して写真を載せた判断基準ハンドブックを作成することも必要ではないかとのことでした。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは世界に誇れる街路樹を実現したい。特に、盛夏に開催されるため緑陰が期待されることから木を大きくしたい。一方で街路樹管理者は安全性を考え夏期剪定を行っているが、やり過ぎとの反省もあり、剪定のやり方を考えたい。同時に、街路樹には植栽基盤が大事で、下に根が張れるような環境、工法を考えたい。それが災害に対して強い街路樹を育てることになるとの意見が出されました。

街路樹に何らかの欠陥があると被害が生じます。欠陥の発生要因を捉えて適正な処置を行い、街路樹を健全に育てることが重要であると、街路樹診断の重要性が確認されました。



中央の3名が講師の先生方。左から飯塚氏、木田氏、山本氏

講演トピック

東京の街路樹の主な歩み

明治 6年 ☑ 太政官布達
 明治 7年 ☑ 銀座通りにクロマツ、サクラを植樹、明治13年頃、ヤナギに植替え
 明治38年 ☑ 東京の街路樹は6,500本
 明治40年 ☑ 東京の街路樹の骨格が決まる…イチヨウ、スズカケノキ等10種類の苗木育成開始
 明治45年 ☑ 法務省前トチノキ並木
 大正 2年 ☑ 迎賓館前ユリノキ並木
 大正10年 ☑ 表参道ケヤキ並木
 大正12年 ☑ 関東大震災…街路樹本数は25,000本から10,000本に
 ☑ 帝都復興事業…昭和通り(イチヨウ並木)、甲州街道(イチヨウ並木)など
 大正12年 ☑ 絵画館前イチヨウ並木
 昭和20年 ☑ 太平洋戦争終結…街路樹本数は100,000本から30,000本に
 昭和29年 ☑ 東京都街路樹管理規定…主な14樹種(ヤナギ、ポプラ、サクラ、ニレなど)、高木植栽間隔8mを規定
 昭和47年 ☑ 街路樹調査委員会
 昭和63年 ☑ 第二次街路樹調査委員会
 平成 2年 ☑ 東京都街路樹マスタープラン検討委員会
 平成10年 ☑ 街路樹診断事業開始、街路樹診断マニュアル作成
 平成19年 ☑ 街路樹倍増計画…48万本を100万本にする目標…中木を植える
 平成25年 ☑ 大径木再生指針
 平成26年 ☑ 街路樹本数高木48万本、中木を含めると94万本
 ※今後は、街路樹の質の向上が重要

平成26年度末 東京の街路樹本数

道路区分 ☑	本数 ☑	備考 ☑
☑ 都道 ☑	569,000 ☑	中木含む、高木は480,000本
☑ 国道 ☑	27,000	
☑ 区道 ☑	215,000 ☑	中木含む
☑ 町村道 ☑	133,000 ☑	中木含む
☑ 合計 ☑	944,000	

講演トピック

日本の街路樹 本数と樹種

●昭和62年／371万本 ●平成14年／679万本 ●平成24年／674万本

- ・イチヨウ、サクラ類、ケヤキは、揺るがぬトップ3
- ・平成14年から24年、本数は横ばい。木は成長して太い木が増えている。
- ・平成24年、10樹種で48%を占める…イチヨウ、サクラ類、ケヤキ、ハナミズキ、トウカエデ、クスノキ、ナナカマド、モミジバフウ、日本産カエデ類、プラタナス
- ・ハナミズキの人気上昇、プラタナス、ニセアカシア、シダレヤナギは減少している。

街路樹診断士になるまで

街路樹診断士募集要項を確認、
街路樹診断士資格申請書に実務経歴(診断経歴)を記載

街路樹診断士資格申請書を事務局まで郵送にて送付

書類審査 合格通知

街路樹診断士認定講習会及び筆記試験

街路樹診断士 合格通知

街路樹診断士 登録

街路樹診断士受験資格

- ①一般社団法人街路樹診断協会の正会員、賛助会員、団体会員
- ②樹木医資格取得後3年以上経過した樹木医
- ③街路樹診断事業者保険に加入しているもの
- ④書類審査に合格し、街路樹診断士認定講習を受講したもの

街路樹診断士資格の有効期限

5年。更新時には直近5年間の実務経験を証明するものを提出

支部主催の研修会

<関西支部>

第5回街路樹研修会「都市の樹木のあるべき姿とは」

2016年(平成28年)1月29日に大阪歴史博物館に於いて、NPO法人おおさか緑と樹木の診断協会との共催で、「都市の樹木のあるべき姿とは」と題し、第5回街路樹研修会を行いました。NPO法人おおさか緑と樹木の診断協会さんには、今回のみならず、過去4回の研修会も含め大変お世話になり感謝しております。今後も良好な関係を築き、診断業務の啓発などに一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

参加者は約150名で、大阪府を含む府下の自治体の緑化のご担当者、樹木医の皆さん、関連企業の皆さんに講演を聞いていただきました。

講師には、千葉大学の藤井英二郎教授、名古屋市緑政土木局今西良共緑地部長のお二人をお招きしました。

講演内容は、藤井教授が「これからの街路樹のあるべき姿について」と題し、抑制剪定が主流であった管理手法を、樹冠を最大化する方向への転換についてお話しいただきました。

今西部長には、「名古屋市の街路樹政策」と題し、名古屋市の戦後の焼け野原からの復興における独自の取り組みと、街路樹の再生の指針についてお話しいただきました。

講演後のパネルディスカッションには、大阪府都市整備部都市計画室公園課公園整備グループの杉村主査、株式会社庭樹園の當内代表取締役のお二方にもパネラーとしてご参加いただき、講師のお二方に加え4名で、「都市の街路樹のあるべき姿とは」という課題で熱心に意見交換をしていただきました。また、NPO法人おおさか緑と樹木の診断協会の大槻副理事長にパネルディスカッションのコーディネーターをお願いいたしました。

(事務局 藤原圭介)

<九州支部>

公共樹木(街路樹等)診断研修会「大径木化時代の街路樹リスクマネジメント」

2015年(平成27年)11月17日、福岡県北九州市の「到津の森公園」に於いて、(一社)北九州緑化協会との共催による公共樹木(街路樹等)診断研修会を開催し、行政関係21名、業界関係28名、街診協・樹木医関係15名、合計64名の参加がありました。

午前中は、「大径木化時代の街路樹リスクマネジメント」の題目で、講師に樹木医で千葉大学の細野哲央先生を迎え講義を行いました。樹木のリスク管理として、いくつかの事例・判例をもとに、求められる適切なリスク管理を提示していただきました。

午後からは、「福岡市の街路樹診断の結果とその活用」の題目で、(公財)福岡市緑のまちづくり協会西川誠二郎樹木医の講義を行いました。街路樹診断の必要性、診断方法、さらには成果と福岡市での取り組みを解り易く説明していただきました。



細野先生



西川樹木医



飯塚先生

続いて国土交通省国土技術政策総合研究所飯塚康夫氏による特別講話を行いました。

その後、高所樹上診断及び作業としてのツリークライミング実地研修を九州支部の喜田賢太樹木医、野田和夫樹木医の指導で行いました。



研修会

受講者は公園緑地及び街路樹に携わる者として、そのリスクと向き合うことの大切さ、また適切な樹木診断による危険木の把握と対応により倒伏事故の発生を未然に防ぐことが可能になる事実に大きな関心が注がれたと思います。実地研修はあいにくの雨模様でしたが、ツリーワークを駆使して行う高所樹上作業を体験する非常に有意義な実地研修でした。

(事務局 三宮 洋)



喜田樹木医(左) 野田樹木医(右)



実地研修

支部・本部の動き

2016年1～7月

関西支部

1月、2月 大阪府各土木事務所での研修会開催

当協会会員が受注した大阪府の土木事務所発注の街路樹診断業務に伴い、大阪府職員及び周辺自治体職員に向け研修会を行った。研修は、実際の診断対象となった樹木を用いての実地研修及び研修室での座学を行った。



池田土木事務所研修会(1月14日)



鳳土木事務所研修会(2月2日)

3月 昨年秋に大津市より受注した診断業務の成果品を納品

5月 滋賀県草津市から街路樹の危険診断の事業化について相談があり、中島支部長が草津市ご担当者と面談を行った。隣接する大津市の動きも情報としてお持ちであり、診断の必要性への認識はお持ちであったが、予算の問題もあり、どのように事業化するか今後検討が行われる模様。当協会としては、自治体の状況に応じた事業化の提案を今後行う予定。

6月 臨時支部会

5月20日に国営昭和記念公園で実施された街路樹診断導入20周年記念講演会「世界に誇れる街路樹の形成を目指して～これからの街路樹と街路樹診断のあり方～」の内容を、関西支部会員の皆さんにもお伝えす

るため、臨時関西支部会を開催。場所は東邦レオさんの会議室をお借りし、約10名の出席で実施した。内容は、20周年記念講演会の概要、東京都の街路樹診断導入・制度化の経緯と技術変遷、道路緑化基準の改正に伴う診断の方向性、先進事例紹介など。

7月 日本樹木医会滋賀県支部研修

前記の天津市と草津市の動きに合わせ、地元の日本樹木医会滋賀県支部に中島支部長が働きかけ、診断業務に関する研修会の実施を提案したところ、快く受け入れていただいた。

TV出演

4月13日:毎日放送「ちんぷいぷい」に中島支部長出演

昨年富山県で発生した樹木(ブナ)によるTOYOTA2000GT損傷事故の被害者が、裁判を起こしたことに伴い、毎日放送「ちんぷいぷい」でこのような事故の責任はどこに問えばいいのかを題材としコーナーを設けることとなり、当協会に電話取材があり、診断業務の実情、手法などを説明したところ、実際の診断場面の画像が欲しいということになり、中島支部長に番組に出演していただいた。コーナーは約15分、中島支部長の出演シーンは約3分。

街路樹診断にかかわる情報

*天津市からニセアカシアの診断見積り依頼があり対応中。

*豊中市も大規模な診断業務の事業化を実施予定との情報。当協会としての対応は検討中。

九州支部

1月20日～2月20日 福岡県樹木医会より福岡市街路樹精密診断業務を受注

2月17日 大分県造園建設業協会主催による街路樹診断研修会に講師派遣

4月16日 九州支部第一回例会(福岡市)

5月21日 九州支部内部研修会(福岡市)…共振測定装置を用いた樹木の内部欠陥診断

6月10日～7月31日 栗木精花園より大分空港道路のサクラ移植診断調査を受注

7月12日 第12回技術研修会会場等の事前視察(鹿児島県)

(今後の予定)

9月16日 第12回技術研修会(鹿児島県)

本部

5月20日 街路樹診断導入20周年記念講演会「世界に誇れる街路樹の形成を目指して～これからの街路樹と街路樹診断のあり方～」

5月23日 第一回技術委員会…街路樹診断士認定講習テキスト編集

(今後の予定)

8月19日 街路樹診断研修会

8月25日・26日 街路樹診断士認定講習及び更新講習

10月下旬 日比谷公園ガーデニングショー

一般社団法人 街路樹診断協会

関西支部

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-8-14 (株)日比谷アメニス内
TEL・FAX:06-6440-3990

九州支部

〒805-0033 福岡県北九州市八幡東区
山路松尾町14番2号 一般社団法人 北九州緑化協会会館内
TEL・FAX:093-651-5512

北陸連絡事務所

〒939-8253 富山県富山市新保271 (株)野上緑化内
TEL:076-429-1310 FAX:076-429-4374

台湾連絡事務所

一般社団法人 街路樹診断協会 台湾籌備處
台北市四維路176巷2號1樓
TEL:+886 02-2325-6911